

墨田区手数料条例の一部を改正する条例概要

1 区民関係手数料の改正

墨田区に本籍のある方の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア等の多機能端末機による戸籍証明書等の交付を行うことに伴い、当該交付に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額（1通につき）	
	窓口交付（現 行）	コンビニ交付（改正案）
戸籍の全部事項証明書の交付手数料	450円	350円
戸籍の個人事項証明書の交付手数料		
戸籍の附票の写しの交付手数料	300円	200円

2 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

建築基準法の一部改正（30.6.27 公布、施行日未定）に伴い、次のとおり手数料を新設する。

- (1) 接道義務を果たしていない敷地において、利用者が少数である建築物の建築については、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、接道規制は適用しないこととされる（建築審査会の同意は不要）ことに伴い、当該接道規制の適用除外に係る認定の手数を次のとおり新設する。

名 称	額
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	31,000円

- (2) 国際的規模の競技会等の用に供する等の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、仮設建築物の設置期間の特例が設けられることに伴い、当該仮設建築物の建築の許可に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
仮設建築物建築許可申請手数料	195,000円

- (3) 用途規制の特例許可を受けて建築した建築物を増改築等する場合において、特定行政庁が特例許可をする場合に、公聴会による意見聴取及び建築審査会の同意が不要とされることに伴い、当該許可に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
用途地域における建築等許可申請手数料	87,000円

- (4) 建築物の用途制限等が定められた地域における、日常生活に必要な建築物で、騒音又は振動対策等の措置が講じられているものの建築について、特定行政庁が特例許可をする場合に、建築審査会の同意が不要とされることに伴い、当該許可に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
用途地域における建築等許可申請手数料	92,000円

- (5) 特定行政庁が前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合に、建築物の建蔽率を緩和することができることとされることに伴い、当該許可の申請に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	36,000円

- (6) 既存の1の建築物（既存不適格建築物）について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事（増築等を伴わないものに限る。）を行う場合の、当該2以上の工事の全体計画に係る認定制度が創設されることに伴い、当該認定の申請に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	28,000円

- (7) 既存建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合において、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、1年以内の期間を定めて当該使用を許可することができることとされることに伴い、当該許可の申請に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	108,000円

- (8) 既存建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合において、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、使用上必要と認める期間を定めて当該使用を許可することができることとされることに伴い、当該許可の申請に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	195,000円

3 施行期日

1については本年12月17日、2(1)及び(2)については公布の日、2(3)から(8)までについては墨田区規則で定める日